

需要家主導型太陽光発電導入支援事業 よくあるお問合せ（FAQ）

最終更新：2024/6/25

#	分類	質問	回答	公募要領の該当箇所	更新日
1	応募要件	1件当たりの申請上限額はあるか。	申請上限額は設定していません。ただし、予算の範囲内で採択を行います。	要領1-3	
2	応募要件	本事業に申請できる者は誰か。	補助対象設備を所有し、補助対象事業を実施する者であって、1-5の要件を満たす法人となります。	要領1-5	
3	応募要件	複数社での連名申請は可能か。	補助対象事業者は、原則として1申請あたり1法人に限ります。ただし、補助対象事業者と需要家がそれぞれ同一の2社以上の親会社の完全子会社又は当該親会社（以下「同一子会社等」という。）でのみ構成される場合は、当該同一子会社等が連名での申請が可能です。	要領1-5	
4	応募要件	発電事業者と需要家が同一であってもよいのか。	問題ありません。	要領1-5	
5	応募要件	本事業において、地方公共団体が需要家となることは可能か。	地方公共団体が、需要家となる場合は補助対象外です。	要領1-4	
6	応募要件	発電事業者・小売電気事業者・需要家などの資本関係があってもよいのか。	資本関係があることをもって対象外とはなりません。	要領1-5	
7	応募要件	需要家に個人は含まれるか。	需要家には個人（住宅）も含まれます。ただし、個人（住宅）を需要家とする場合には、当該個人需要家の所在地をはじめとする要件がございます。詳細は公募要領の1-6（補助対象事業の要件）のvを参照願います。	要領1-4、1-6	
8	応募要件	補助対象設備の設置場所に関する制限はあるか。	需要家の需要地外において新規に取得し、設置され、専ら系統に接続供給（自己託送の場合を除く。）する設備であって、居宅又は集合住宅の敷地内・屋根等に設置する設備以外が対象となります。	要領1-4	
9	応募要件	補助対象設備要件のうち「2MW以上」という出力要件は、パワーコンディショナでのACベースの出力を指すのか。	2MW以上とはACベースの出力の合計です。	要領1-6	
10	応募要件	FIT・FIP制度の認定済の発電設備は応募できるのか。	補助対象設備が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）第9条第4項に基づき認定を得た再生可能エネルギー発電事業計画に含まれているものは対象外です。	要領1-6	
11	応募要件	買取率の算定は、単年度の場合は当該年度の合計値、複数年度の場合は当該複数年度における合計値による算定問題ないか。	問題ありません。	要領1-6	
12	応募要件	将来的な廃棄費用は積立を行うことが求められるのか。また、積立時期に関する決まりはあるか。	補助対象設備の解体・撤去に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施してください。	要領1-6	
13	応募要件	採択決定の前に着手した工事や発注した設備なども補助の対象となるか。	原則として、交付決定前に行われた工事や発注済みの設備は補助対象外です。ただし、本事業の着実な完了を促進するため、応募申請と併せて事前着手承認申請を行い、交付決定前に事務局から承認を受けた場合は、承認日から交付決定日までの間に行う調達も補助対象経費とします。	要領1-6、 要領4	
14	応募要件	2023年3月20日に改正電気事業法が施行されるが、運転開始の定義はどうなるか。	運転開始の定義は、電気事業法施行規則第75条に定める使用前自主検査又は同規則第76条に定める使用前自己確認の届出を実施し、系統への電力供給を開始していることを指します。なお、2023年3月20日に改正された電気事業法の施行に伴い、従来500kW以上だった使用前自己確認と結果の届出義務が、10kW以上まで対象となります。本年度も低圧もこの届出で運転を確認することになるので、それに要する期間も含めて計画を立ててください。	要領1-6、iv	
15	応募要件	自治体連携型で地方公共団体の土地を借り受け設備を設置する場合、土地借料は補助対象となるか。	土地の借料・利用料は補助対象外です。	要領1-8	
16	応募要件	リース・レンタル・中古の設備は補助対象になるか。	リース・レンタル・中古の設備は補助対象外です。（ただし、電動車の駆動用蓄電池のリース蓄電池を除く。）	要領1-8	
17	応募要件	国や地方公共団体が行う補助金などの併用は可能か。	国が行う他の補助金との併用はできません。なお、地方公共団体が行う補助金等との併用については、それぞれの地方公共団体に確認してください。	要領1-8	
18	応募要件	消費税は補助対象経費に含まれるか。	消費税及び地方消費税は補助対象外です。	要領1-8	
19	応募要件	公募要領1-6ivの補助対象経費の準備があるが、これは消費税抜きの額か。	税抜きとなります。	要領1-8	
20	応募要件	接続検討申込の事前相談に要する経費等は、補助対象経費に含まれるか。	系統連系手続に関する、一般送配電事業者に対する接続検討申込の事前相談に要する経費及び電力需給契約に係る保証金等、工事費負担金以外の経費は補助対象外です。	要領1-8	
21	応募要件	開業したばかりの事業者も申請可能か。	開業1年未満の事業者であっても申請は可能です。その場合、開業1年未満の場合は資本や資産などの状況が分かる書類を添付してください。加えて、合同会社の場合は、出資元企業の決算書（直近1年分）を添付してください。	要領2-3	

需要家主導型太陽光発電導入支援事業 よくあるお問合せ（FAQ）

最終更新：2024/6/25

#	分類	質問	回答	公募要領の該当箇所	更新日
22	応募要件	地方公共団体が所有する土地を賃貸している者から、又貸し・転貸により借り受ける場合は自治体連携型④に該当するか。	自治体連携型④に該当するものは、補助対象事業者が地方公共団体から直接借り受けている場合に限りです。なお、土地の取得や賃貸に係る経費は補助対象ではありません。	要領 1 - 7	
23	応募要件	FIT・FIP制度への入札参加中の案件などは応募できるか。	工事未着手の場合に限り、FIT・FIP制度の入札参加中の案件及び申請中の案件について、本補助金に応募することは可能ですが、採択後速やかにFIT・FIP制度の入札等の申請の取り下げ等を行ってください。なお、本補助金の事業完了時にFIT・FIP制度の認定を受けていることが判明した場合、交付決定を取り消します。	公募要領 1 - 6. iii	
24	応募要件	8年以上の契約等とは、いつから数えて8年以上とすればよいのか。	8年以上とは、全ての補助対象設備が運転し、需要家に対して、補助対象設備による電気の供給を受けた小売電気事業者による電気の小売供給が開始された日から起算します。	-	
25	応募要件	営農型や水上設置、カーポート等の太陽光発電も補助の対象になるか。	これらの場所に設置する太陽光発電設備を含め、補助対象となる太陽光発電設備の種類を制限しておりません。なお、カーポートに設置する場合、カーポート本体は補助対象外です。	-	
26	応募要件	応募要件に関して、令和5年度予算事業からの変更点は何か。	令和5年度補正予算事業では、単年度事業と複数年度事業の2種類の事業が創設されました。それぞれの事業において補助対象設備の運転開始期日が異なるうえ、補助対象経費のうち単価についても基準となる価格が変更されました（iv）また、遵守すべき事項等に関して、令和6年2月に策定された「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を実施することも追加されました（vi）。さらに、年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kWh以上である事業者（省エネ法特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報開示の制度に参加宣言することとされました（x）。その他、個人（住宅）を需要家とする場合の要件等も設定されております。詳細につきましては公募要領をご確認願います。	要領 1 - 6	
27	応募要件	本年度事業で新たに追加された「複数年度事業」とはどのような事業を指すのか。	特別高圧等の事業規模が大きく、単年度での実施が困難な事業であって年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は複数年度事業として申請することが可能です。具体的な要件は公募要領の1-11をご参照願います。	要領 1 - 11	
28	応募要件	今年度新設された応募要件のうち、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の遵守に関しては対応に時間を要する可能性があるか。説明会等の実施に係る期限はあるか。	説明会等のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないものの、工事の着工までに実施願います。また、説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、事務局に対して提出してください。	要領 1 - 6	
29	応募要件	発電所が所在する地域と需要地の地域は一致している必要があるか。発電場所と需要家で電力のエリアをまたぐ場合でも大丈夫か。	一致している必要はありませんが、間接送電権の購入等により需要地に送電するために必要な措置が講じられていることを基本としています。	要領 1 - 6. ii	
30	応募要件	設置を検討している個人名義の土地（更地）について、相続人が複数人の場合（登記完了済）FIT法では1年以内の使用は認められていなかったが、1年以内でも可能か。	相続人が複数人で登記済でならば、対象の土地は共同名義であり、FIT法でいう土地の分割でなければ1年以内でも可能。	-	
31	応募要件	発電所からの電気が、一度アグリゲーターを通して、そこから小売電気事業者に行き需要家に供給される場合、補助金の対象になるのか。	申請者（発電事業者） - 小売電気事業者 - 需要家の関係が発電事業者が申請するのであれば、特に問題はありません。ただし、アグリゲーターとしての立場で申請はできません。	要領 1 - 4	
32	応募要件	同一会社が令和5年度補正予算内で複数申請することは可能か。	申請は可能です。	-	
33	応募要件	申請事業者が合同会社である場合、代表者は何を示すのか。	合同会社が申請者となる場合、当該合同会社の代表権を行使できる社員を代表者として申請してください。	-	
34	応募要件	提出書類における添付12「資金引き上げ計画の表明書」の裏面留意事項5.「当該年度中」とは、令和5年度と令和6年度のどちらを指すのか。	令和6年度としてお含みおください。	-	
35	応募要件	着工の前日までに説明会を終えていた必要があることだが、「着工」とはどの工程を指すのか。	「着工」については、土地造成工事を「着工」と想定していますが、特別なご懸念があれば、別途事務局までご相談ください。	-	
36	応募要件	説明会及び事前周知措置実施ガイドラインについて、経産省への事前周知システムへの登録が必要か。	説明会開催情報については、「再生可能エネルギー電子申請システム」への仮登録は不要ですが、原則、説明会開催日の2週間前までに事務局に所定の様式にて提出いただくことを予定しております。詳細は本事業Webサイトに掲示いたしますので、そちらをご確認ください。	-	
37	応募要件	電子印は認められるか。	判子に関して、印の種類は問いません。	-	
38	応募要件	添付4(2)「添付4(1)のリストにある土地と境界を接する土地全筆の地番リスト」について、境界を接する土地が道路や水路など、地番が割り振られていない土地の場合、どのように記載すべきか	基本的には、水路や道路の対岸に隣接している地番も含めてリストにご記入ください。困難な場合は別途事務局まで詳細をご共有の上、ご連絡ください。	-	6月25日
39	応募要件	添付7「補助対象設備の系統連系に係る接続検討の回答を得ている事を証明する書類」について、公募要領には「応募締切日から起算して10ヶ月以内に回答を得たもの」と記載があるが、10ヶ月以上前に回答が出ているものでも提出可能か。	原則として、公募要領p.23とチェックリストに記載の通り、10ヶ月以上前の書類に関しては添付7の提出と見做されません。添付7の書類提出が難しい場合は、個別に事務局までご相談ください。	-	6月25日
40	応募要件	添付7「補助対象設備の系統連系に係る接続検討の回答を得ている事を証明する書類」について、公募要領には「応募締切日から起算して10ヶ月以内に回答を得たもの」と記載があるが、接続検討の回答に、10ヶ月以内という期間を設けている明確な理由を知りたい。	接続検討回答書は、送配電等業務指針第89条第1項第6号の規定により有効期限が回答日から1年となっており、1年以上経過して契約申込みの手続きを行う場合には、再度の接続検討が必要となります。ここに、申請～交付決定～契約申込みの期間を鑑みて10ヶ月と設定しています。	-	6月25日
41	申請方法	「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に遵守していることを示す書面の提出は必要か。	様式第1の宣誓事項に定めており、当該ガイドラインの遵守も本項目に含まれます。よって、当該ガイドラインに基づき遵守事項等の準拠した事業が実施されていないと認められた場合には交付決定を取り消すことがあります。	要領 1 - 6. vii	
42	申請方法	申請額の算定のために事前に見積りを取ることは可能か。	可能です。ただし、原則として契約・発注等は交付決定後に行う必要があります。	要領 1 - 8、9	

需要家主導型太陽光発電導入支援事業 よくあるお問合せ（FAQ）

最終更新：2024/6/25

#	分類	質問	回答	公募要領の該当箇所	更新日
43	申請方法	応募はどのように行えばいいか。	応募申請は、JGrantsホームページからの電子申請によって受け付けます。入力については、同ホームページに掲載するマニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。なお、電子メールや紙媒体の郵送、窓口での提出による受付は行いません。	要領 2 - 2	
44	申請方法	競争入札が困難な場合の選定理由は、申請時に提出する必要があるか。	申請時に提出は不要ですが、原則相見積を取得してください。中間検査又は確定検査時に必要となります。補助事業の実施に際しては、経済産業省の「補助事業事務処理マニュアル（R4.6）」に準拠するとともに、事務局 が指示する方法により、経理処理を行ってください。	要領 3 - 1	
45	申請方法	運転開始期限までに補助対象設備の調達が困難で時間的に厳しい場合、救済措置はあるのか。	原則として、救済措置等は想定しておりません。	-	
46	申請方法	応募申請を行った後に、申請受理等に関する通知は行われるのか。	応募申請が完了すると、事務局から3営業以内目安に応募申請を拝受した旨のメールを事務局側からご連絡をいたします。	-	
47	申請方法	提出書類 添付6は自由様式とあるが、具体的にどのような書類を用意するのか。	一般送配電事業者からの、申込が完了したことが判別できる書類（領収書等）になります。	-	
48	申請方法	様式第4-1.に記入する金額の根拠として見積書の提出は必要か。	申請時点では見積書の提出は不要です。ただし、中間検査や確定検査においては見積書等の帳票類を確認します。補助事業の実施に際しては、経済産業省の「補助事業事務処理マニュアル（R4.6）」に準拠するとともに、事務局 が指示する方法により、経理処理を行ってください。	-	
49	申請方法	様式第2 別紙2-2.において、需要家の記入が3社までとなっているが、需要家が3社以上になる場合、全社を記入する必要があるか。	全ての需要家について記載してください。なお、詳細な記入方法については、「申請書類作成の手引き」をご参照ください。	-	
50	申請方法	様式第2において、保守点検・維持管理の方法や保険加入の計画、廃棄等費用の確保の計画について、記入欄が足りない場合は別紙で作成しても問題ないか。	記入欄が足りない場合は、別紙で作成していただいても問題ありません。その場合は、様式第2の各項目に「別紙〇に記載」と記入し、当該別紙を判別できるように申請書類一式にまとめて提出してください。	-	
51	申請方法	FITで申し込みしている電気の系統連系申込みを非FITにして申請したいが、もう一度申請が必要か。申請後に変更すればよいか。	系統連系申込みについて、非FITに切り替える場合の再申請の要否は一般送配電事業者にご確認ください。なお、本事業は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定を受けたものは対象外となります。	-	
52	申請方法	『需要家主導太陽光発電導入促進事業』を申請するにあたり、圧縮記帳の対象となるか。もし圧縮記帳が適応となるなら、公募要領等の資料のどこに記載しているのか。	本事業は圧縮記帳の対象となります。詳細は、経済産業省の「補助事業事務処理マニュアル（R4.6）」のP.39をご確認ください。	-	
53	申請方法	発電事業者と小売電気事業者が同一でも申請は可能か。また、発電事業者小売事業者に資本関係があった場合、兄弟会社、社長が一緒などは申請可能なか。	発電事業者と小売電気事業者が同一会社でも申請は可能です。	-	
54	申請方法	発電事業者が保有する発電所や需要家の数が複数におよぶ可能性があるが、どのような組み合わせでの申請が認められるのか。	発電所数や需要家数、および需要地の数に応じてさまざまな組み合わせ例が考えられます。公募要領中に記載の【申請の組み合わせ例】をご参照の上ご確認願います。	-	
55	申請方法	FIT取り下げ申請を実施したことの証憑を提出する必要があるか。	採択後、申請を取り下げいただき、取り下げ申請状況が分かる資料（申請取り下げに係る画面のスクリーンショット等）を提出してください。そのうえで、原則、交付決定までに取り下げ承認の証憑を提出してください。交付決定までに取り下げ承認の証憑の提出が間に合わない場合には、事務局にその旨を連絡の上、証憑を得次第、事務局まで速やかに提出してください。	-	
56	申請方法	補助事業承継承認申請は、交付決定通知を受けた後に行うのか。	交付規程第15条に基づく補助事業承継承認申請書は、交付決定された事業者（補助事業者）が行う補助事業が承継される場合に提出する書類です。同申請書には交付決定通知の日付及び番号、交付決定通知書に記載された補助金の額等を記載いただく必要があります。ゆえに、補助事業承継承認申請は、交付決定通知を受けた後に実施してください。補助事業承継承認申請書につきましては、当該太陽光発電事業の事業継承が完了次第、事務局まで遅滞なく提出願います。	-	
57	審査・採択	2次募集は行われるのか。	実施する場合がございます。	要領 1 - 3	
58	審査・採択	土地改良区で登記簿上、水利組合となっている。ため池に設備設置したいが、その場合は補助率2/3が適応されるのか。	公募要領 1 - 7. 補助率の注記も含めご確認ください。	要領 1 - 7	
59	審査・採択	採択結果はどのように通知されるのか。	採択事業者に対しては、採択結果の公表に合わせて、応募申請時に登録されたメールアドレス宛に採択結果通知を送付します。また、本ホームページにおいて採択事業者名を公表します。	要領 2 - 6	
60	審査・採択	不採択となった場合、その理由を教えてください。	個別の理由についてはお答えいたしかねます。	要領 2 - 6	
61	審査・採択	採択予定件数は決まっているのか。	採択予定件数は決まっていません。予算の範囲内で採択を行います。	要領 2 - 5	
62	審査・採択	採択結果はいつ頃、発表される予定か。	一次公募の採択結果の公表時期について、単年度事業は6月頃、複数年度事業は7月頃を予定しております。	-	

需要家主導型太陽光発電導入支援事業 よくあるお問合せ（FAQ）

最終更新：2024/6/25

#	分類	質問	回答	公募要領の該当箇所	更新日
63	審査・採択	地方公共団体の所有するため池を利用し新設設備設置したい。そのため池が公募により採択されるので、添付8の賃貸契約等の書類の代用として公募要領と採択通知の提出でも大丈夫か。	書類の代用として公募要領と採択通知で問題ありません。ただし処分制限期間使用できるものであることとします。	-	
64	審査・採択	ため池に太陽光発電の設備を設置する場合、ため池の水深を測る土木の測量や、ため池にネットをはるので、ネットの費用及びびネットを張る工事費は補助対象経費として認められるか。	補助対象経費として認めます。	-	
65	審査・採択	物価上昇して設備等の価格が上昇した場合はどうなるのか。	交付決定額を上回することはできません。また公募要領1-6、補助対象事業の要件等を満たす必要があります。	-	
66	審査・採択	農地に太陽光発電設備を設置する場合、地主と発電事業者、両方の名前で農業委員会に申請するのか。	発電事業者と地主が別の場合は両方の名前の申請が必要となります。	-	
67	審査・採択	営農型で太陽光発電を設置するのに、柵を設置しなくても補助対象となるか。	事業策定ガイドライン（太陽光発電）2章2節4、周辺環境への配慮をご参照ください。（営農でも柵は必須となります。）	-	
68	審査・採択	小売電気事業者、需要家と8年の契約が終了したあと、9年目以降、処分制限期間内に自己託送しても問題ないか。	小売電気事業者、需要家との契約期間、又は処分制限期間のいずれか長い期間はできません。	-	
69	審査・採択	需要家が8年以上にわたって、契約する前提として1年更新の契約書でもよいのか。（契約書上には期間についての記載がない想定）	認められません。	-	
70	審査・採択	発電量の7割以上について、その計算は昼間の電力を基準とするのかあるいはトータルの時間からの計算になるのか。	24時間トータルの時間からの計算となります。	-	
71	審査・採択	検料支払いの領収書の名前は申請事業者でなく工事の事業者でもよいのか。	支払いを別の事業者が行っている場合、補助対象事業者の事業とは認められないため、補助対象経費とはなりません。	-	
72	審査・採択	防草シートは補助対象になりますか。	補助対象とします。	-	
73	審査・採択	太陽光発電でディーゼル発電機を入れた場合は補助対象となるのか。	対象外です。	-	
74	審査・採択	架台設置が出来ない場所のアスファルト上に設置するコンクリートブロック基礎台は、架台とみなして設備購入費とすべきか、あるいは、基礎とみなして工事費とすべきか。	コンクリートブロック基礎台を、購入する場合は設備購入費に、現場で工事と一緒に作製するのであれば工事費に計上してください。	-	
75	審査・採択	補助対象経費の土地造成費の範囲が分からない。樹木の伐採や地中埋没物の撤去は補助対象になるのか。	樹木の伐採や地中埋没物の撤去作業も土地造成作業に含まれる作業ですので補助対象です。なお建築物や廃棄物の撤去、隣接地の伐採等は対象外です。	-	
76	審査・採択	測量会社に図面の作成を含めて依頼をする際に設計等に関わる、林地開発費用、農地から転用するための手続き費用、分筆するための諸費用は土地造成費として補助対象になるのか。	林地開発費用のうち、測量して図面作成までは補助対象になりますが、手続き費用は補助対象外です。農地から転用するための手続き費用、分筆するための諸費用は対象外となります。	-	
77	審査・採択	砕石は補助対象経費に含まれるか。	土地造成費に含まれます。	-	
78	審査・採択	施工会社の為、依頼された見積りを作成するにあたり、電気配管及び柵欄は「工事費」に該当するが、電線や電材はどの項目に該当するか。	設備購入費で問題ありません。	-	
79	事業実施	複数の発電所が順次運転を始めるが、全ての発電所が完成したら需要家に電力供給する契約をしている。一部の発電所が運転を開始した段階で、小売電気事業者が発電電力を買い取ってくれることになった。売電となるが良いか。	1-6、補助対象事業の要件v.における電気を利用する契約等を満たすまでの間、運転された発電所の電力を、様式第2実施計画書別紙2-2に記載の小売電気事業者に供給（売電）することは可能です。	要領1-6	
80	事業実施	事業完了とはどのような状況を指すのか。	補助対象設備による運転を開始するとともに、補助対象設備の調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。	要領1-9、3-4	
81	事業実施	需要家などと締結した契約等の期間中に、需要家や小売電気事業者を変更することは可能か。	原則として、需要家又は小売電気事業者の変更は認めません。補助事業者、需要家と需給契約を締結する小売電気事業者、需要家の間で交わされた電気の利用に関する契約等の期間が終了するまでの期間に需要家又は小売電気事業者の変更を行う場合は、補助事業者に対して、交付規程等に基づき補助金の返還を求めます。	要領1-6、 要領2-3等	
82	事業実施	中間検査とはどのようなことを行うのか。	事務局が補助事業の現地等に赴き、設備設置状況や証拠書類の確認等を行います。	要領3-3	
83	事業実施	補助事業の実施期間中に補助金の概算払を受けることは可能か。	補助金は原則として精算払とし、事業途中での概算払は行いません。	要領3-5	
84	事業実施	交付決定後、関係法令を遵守していないことが判明した場合はどうなるのか。	公募要領等に定める要件を満たしていないことから、交付決定の取消等の措置をとることがあります。	要領3-7	

需要家主導型太陽光発電導入支援事業 よくあるお問合せ（FAQ）

最終更新：2024/6/25

#	分類	質問	回答	公募要領の該当箇所	更新日
85	事業実施	本事業において取得した設備の売却などの処分の際に制限があるか。	補助金で取得、または効用の増加した財産を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について事務局の承認を受けなければなりません。なお、その際、補助金の返還を求める場合があります。	要領 冒頭	
86	事業実施	本事業に関する帳票等の管理期間を教えてください。	補助事業に係る資料（申請書類、事務局発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。	要領 冒頭	
87	事業実施	通常、事業者との取引に手形を使用しているが、本補助金でも手形による支払は可能か。	手形での支払は認められません。支払は全て銀行振込によるものとして下さい。補助事業の実施に際しては、経済産業省の「補助事業事務処理マニュアル（R4.6）」に準拠するとともに、事務局が指示する方法により、経理処理を行ってください。	-	
88	事業実施	銀行振り込みによる支払だが、割賦による支払も認められるか。	割賦による支払は認められません。補助事業の実施に際しては、経済産業省の「補助事業事務処理マニュアル（R4.6）」に準拠するとともに、事務局が指示する方法により、経理処理を行ってください。	-	
89	事業実施	補助金の交付決定後、他社に補助事業を承継することは可能か。	補助事業の実施に関して、申請から補助事業の終了後の財産管理が終了までの間、責任を持って実施できる者が申請を行ってください。なお、本事業により取得した補助対象設備を処分制限期間内に他の企業等に承継することは、補助事業財産の処分に該当し、補助金の返還が発生する場合があります。また、交付決定前に変更する場合は、必ず事務局に問い合わせ指示を受けてください。	-	
90	事業実施	補助事業事務処理マニュアルはどこに掲載されているのか。	経済産業省のHPIに補助事業事務処理マニュアルが掲載されております。本事業に関しては、「補助事業事務処理マニュアル（R4.6）」をご参照ください。	-	
91	事業実施	太陽光発電設備の処分制限期間は何年か。	需要家主導の補助事業の場合、専ら系統に接続供給される設備であることから原則、処分制限期間は機械及び装置 その他の設備（主として金属製のもの）による17年になります。	-	